

マイナンバーカードによる受付について

当院では、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。これまでの健康保険証の代わりに、マイナンバーカードにて受付をされる場合は診察時にお持ちください。

福祉医療費受給者証等の健康保険証以外のものを利用されている場合は、受給者証もお持ちください。

※高額療養費制度の利用について、マイナンバーカードで受診される場合には「限度額認定証」の提出は不要となります。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努め、正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。



医療情報取得加算

国が定めた診療報酬算定に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。（令和6年6月1日より）

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	2点